

熊本大学大学院法曹養成研究科 平成24年度法学既修者認定試験問題

商 法

平成23年10月29日（土） 13：00～16：30

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は2枚、下書き用紙は2枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答用紙は、正しい用紙に解答して下さい。
5. 解答は横書きにして、2枚の解答用紙（裏面使用も可）に収めて下さい。
解答用紙の追加・交換はしません。
6. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
7. 問題の内容に関する質問には応じません。
8. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

【事例】

A 株式会社は P 県 P 市に本社を置く公開会社であり、P 県特産物を材料にした食料品製造販売を主要業務としている。同社は数年来県内にいくつかの直売所を設けていたが、これを県外にも広げて小売業に本格的に乗り出すことを検討している。

A 社の専務取締役 B は、小売部門新設企画を担当しているが、あるとき、商品のインターネット販売にも乗り出すべきではないかと取締役会に提案した。代表取締役社長 C など他の取締役会メンバーは「危険が多い」と消極的であったが、B は説得を続け、試行的に、インターネット上の販売業者に少量の商品を委託販売させることを認めさせた。

B は、販売業者 D 社に委託し、同社の web サイトの特設コーナーで A 社商品を販売することにした。その後、同サイトでの A 社商品は堅実に売れていったが、B が期待するほどの売り上げにはならなかった。D 社は B に「何か特売品があれば売り上げも伸びる」と助言した。B は、A 社工場で規格外品が出ており、タダ同然で直売されているが、かなりの量が廃棄されていることを思い出した。そこで B はこの規格外品を集め、「訳あり品特売」として D 社 web サイトで販売したところ、非常に人気となり、定価商品の売り上げも伸びるようになった。

しばらくして B は取締役会で D 社 web サイトでの販売が好調であることを報告し、web 販売部の新設を提案したが、C らは「コストがかかりすぎる、D 社への委託で十分ではないか」「規格外品の大々的な販売はブランドを損なう」と反対し、結局、D 社への委託を続けることと、同サイトでの規格外品の販売は中止することが決議された。

【第1問】(配点: 50点)

A 社の監査役 F は、B が知人等を使って工場から規格外品を買い集め、販売業者 G 社の web サイトで委託販売をしていることを知った。F が B に問い合わせたところ、B は「ウチには web 部門はないのだし、個人で買った物をどう処分しようが勝手だ」と取りあわなかつた。F は B の行為は不適切であり、止めさせるべきだと考えている。あなたは、B と F のどちらに味方するか。味方する者のために論じなさい。

【第2問】(配点: 50点)

A 社定時総会の 2 ヶ月前、A 社は大株主 E から、次の項目を株主総会の議題とするよう請求を受けた。

- ① A 社において新事業部門設置を株主総会で決定できる旨の定款変更
- ② 上記の定款変更を停止条件とする、web 販売部門の新設

E は A 社創業者の一人で B と親しく、C は、この提案権行使は B の意向だと推測した。C は、万が一株主総会でこの提案が可決されたら大変な混乱になると危惧している。C の予測する混乱を避けるためには、C ほか A 社の役員はどうすればよいか。C に助言しなさい。

以上